

高知県内水面漁場管理委員会指示第84号

松田川水系坂本ダム下流域における水産動植物の採捕禁止区域の設定について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成14年7月15日に次のとおり指示した。

平成14年8月6日

高知県内水面漁場管理委員会会長 古屋 八重子

宿毛市橋上町坂本坂本ダムえん堤上流端と下流右岸ダム管理道路にある漁場標識から26度28分の線との間の区域においては、すべての水産動植物を採捕してはならない。